

令和7年度の玉城町立小中学校給食調理業務に係る業者選定を下記のとおり実施する。

令和6年12月26日

玉城町長 辻村 修一

記

令和7年度 玉城町立小中学校給食調理業務プロポーザル実施要領

1 目的

玉城町には小学校4校、中学校1校が存在し、現在各々の小中学校については「玉城町立小中学校給食調理業務」を委託しており、その期限が令和6年度末で終了する。この要領は、令和7年度以降も引き続き、給食の教育的意義や役割を十分理解し、安全で質のよい給食を児童生徒に提供するため、複数の業者からの企画の提案を受け、給食調理業務を民間委託するため、委託業者を選定することを目的とする。

なお、プロポーザル（企画提案）は、小・中学校の調理業務単位での提案とする。

2 概要

- (1) 業務委託名 令和6年度 第 38 号  
令和7年度 玉城町立小中学校給食調理業務
- (2) 業務内容 別添の「玉城町立小中学校給食調理業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 契約上限額 次のとおりとし、消費税は含まない。

令和7年度	小学校：53,030,000円
	中学校：21,212,000円
令和8年度	小学校：53,030,000円
	中学校：21,212,000円
令和9年度	小学校：53,030,000円
	中学校：21,212,000円
総額	小学校：159,090,000円
	中学校：63,636,000円

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 玉城町入札審査施策資格者名簿に登録されており、且つ、その他業務、給食業務、給食調理業務に登録されていること。また、小中学校または保育所で給食調理業務を受託した実績があること。
- (3) 手形交換所より取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは構成手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは、再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第312条第1項各号に掲げる者でないこと。

### 4 委託業者選定方式

企画提案型プロポーザル方式（公募）

### 5 プロポーザル提案書等の提出について

- (1) 提出期日 令和7年2月5日（水） 正午まで
- (2) 提出先 玉城町教育委員会事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出種類
  - ① 企画提案書提出届 (様式1)
  - ② 会社概要（資本金・従業員数・事業内容等） (任意様式)
  - ③ 給食に対する基本的な考え方について (様式2)
  - ④ 安全衛生管理体制と不測事態の対応について (様式3)
  - ⑤ 調理従事者に対する研修計画等について (様式4)
  - ⑥ 調理従事者の配置計画等（施設ごとに作成） (様式5)
  - ⑦ 業務委託料見積書（施設ごとに作成） (様式6、様式6-1)
  - ⑧ 給食受託実績（任意様式：学校又は保育所名・食数・自校又はセンターの別を記入）
- (5) その他
  - ① 提出部数 10部（正本1部、写し9部 A4サイズ）
  - ② 提出された提案書は返却しない。
  - ③ プロポーザル提案後は、その追加修正は原則として認めない。
  - ④ 提出された関係書類については、町の情報公開条例第8条に該当するものを除き、原則公開とする。

(6) プレゼンテーション開催日

- ① 実施日 令和7年2月中旬  
※詳細は記載された担当者に別途連絡する。
- ② 提案時間 15分以内（選考委員よりの質疑応答時間は含まない。）
- ③ 説明者 3名以内のこと。
- ④ その他 プレゼンテーション時の追加資料は原則として認めない。
- ⑤ 審査結果 令和7年2月中旬までに町ホームページで公表予定

6 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し決定する。提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。

(2) 審査項目・評価基準

<審査項目>

審査番号	審査項目	全体に占める割合	評価事項
1	給食に対する基本的な考え方	10 / 100	別紙3参照
2	安全衛生管理体制と不測事態の対応	20 / 100	別紙3参照
3	調理従事者に対する研修計画等	10 / 100	別紙3参照
4	調理従事者の配置計画等	20 / 100	別紙3参照
5	委託料	15 / 100	別紙3参照
6	業務遂行能力	25 / 100	別紙3参照

<評価基準>

評価点の掛率	A : 1.0	B : 0.8	C : 0.6	D : 0.4	E : 0.2
	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分

(3) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

(4) その他

審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

## 7 質疑及び回答

委託仕様書等に対する質問

- ① 宛 先 玉城町教育委員会事務局
- ② 方 法 別紙質問書（別紙２）によりFAXで受付ける。
- ③ 提出期限 公告日から令和7年1月16日（木）午後5時まで
- ④ 回 答 日 令和7年1月23日（木）に町ホームページで回答する

## 8 参加表明書提出期限等

- ① 提出期限 令和7年1月17日（金）午後5時まで（持参又は郵送）
- ② 提出書類
  - ①参加表明書（別紙1）
  - ②誓約書（別紙1ー2）
  - ③会社パンフレット
  - ④本業務を行う事業所の国税（法人税及び消費税、地方消費税）、都道府県税（法人都道府県民税及び個人事業税、市区町村税（法人市区町村税及び固定資産税）の完納を証明できるもので、発行日から3か月以内のもの。

※直近のもの営業年度分で、未納がないことがわかるもの。なお、写しも可とする。

- ③ 提出先 玉城町教育委員会事務局

## 9 参加報酬等

参加に伴う報酬等は、プロポーザルという原則により無償とする。

## 10 失格条項等

次の各号の該当する場合は、棄権若しくは失格とみなし、審査の対象より除外する。

- (1) 提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (2) 町が示した委託料を超える見積りを提出した者
- (3) 虚偽の内容が記載されていた場合
- (4) 現在指名停止又は過去3年間に給食業務において、食中毒による行政処分を受けている者

## 11 事務局

- (1) 事務局 玉城町教育委員会事務局教育総務係 担当：乾、小濱

〒519-0415

三重県度会郡玉城町田丸114番地1

TEL：0596-58-8212

FAX：0596-58-7588